

生活福祉資金（総合支援資金）借入申込書

※太枠部分を漏れなくご記入ください。漏れがある場合は、申込みを受け付けできないことがありますのでご注意ください。
 □は、該当するものをチェックしてください。借受人本人が書いて下さい。

借りたい資金及び借入希望額					
<input checked="" type="checkbox"/> 生活支援費	借入希望月額	円		借入総額	円
	借入希望期間	月間			
<input type="checkbox"/> 住宅入居費	円				
<input type="checkbox"/> 一時生活再建費	円	具体的な経費及び金額			
借入希望金額計	円	据置期間	ヶ月	償還期間	ヶ月
返済（償還）方法					

借入申込者について	フリガナ					<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生（	歳）
	氏名					<input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女				
	現住所	〒 - () 方				電話番号	固定： ()	携帯： ()		
	世帯の状況と収入	氏名（年齢）	名前フリガナ	続柄	生年月日	収入（月収）	新型コロナウイルス感染症により減収となった方			
		1	()	本人		円				
2		()			円					
3		()			円					
4		()			円					
5	()			円						

住居の状況	<input type="checkbox"/> 自家		<input type="checkbox"/> 借家（家賃		円）
借入理由	〔なぜ必要となったか〕			〔その他の場合、その理由〕	
	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響により収入が減少したため <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルスの影響により休業・失業したため <input type="checkbox"/> その他				

他の公的給付（貸付）制度の利用・申請状況	制度名（受付機関）	給付（貸付）月額	給付（貸付）期間		
	()	円	年	月から	年
生活困窮者自立支援事業の利用・申請状況	制度名（受付機関）	利用／申請状況	備考		
	自立相談支援事業				
	()事業				

群馬県社会福祉協議会長 様

貸付け後は、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期自立に努めます。
 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で、第三者に提供することに同意します。
 私は、貴社会福祉協議会が、貸付けに必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所、自立相談支援機関等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、借入期間中においても暴力団員にはなりません。
 私は、貴社会福祉協議会が必要に応じ官公署等から私又は私の世帯員に係る暴力団員該当性情報の提供を求めることに同意します。
 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成員の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕
 私は、住宅入居費の貸付金が、添付の「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しに記載されている不動産媒介業者等に、貴社会福祉協議会から直接送金されることに同意します。なお、送金先である不動産媒介業者等が暴力団関係業者であることが確認された場合は、貴社会福祉協議会が、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しを受理しないことについて同意します。

私は留意事項を承認のうえ、上記のとおり生活福祉資金（総合支援資金）を借り入れたく申し込みます。

年 月 日
借入申込者

印

市町村社協受付年月日・ 取扱者印	年 月 日 印
県社協受付 年月日・取扱者印	年 月 日 印

連帯保証人 本人が書いて下さい	フリガナ				□男・□女			□昭和 □平成	年 月 日生 (歳)
	氏名								
	現住所				電話番号	固定： ()	携帯： ()		
	現在の職業 (月収)	() 円	勤務先	[名称]	[所在地] 〒				
	資産	土地	(1)住宅 m ²	(2)田畑 m ²	(3)山林	借入申込者との関係	世帯員数		
	建物	(1)自宅 m ²	(2)その他						
群馬県社会福祉協議会会長 様									
<p>当該の借入れに対し、連帯して債務を負担します。 記入した個人情報については、貸付に必要な範囲で利用し、各社会福祉協議会間で利用し、自立相談支援機関等の関係機関に提供することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 連帯保証人 印</p>									

○生活福祉資金（総合支援資金）借入申込みにあたっての留意事項

- 1 本申込書は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 生活支援費の借入期間は、借入れを希望する月から3月以内とします。
- 3 生活支援費の借入限度額は、2人以上の世帯は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内とします。
- 4 住宅入居費の借入限度額は、40万円以内とします。
- 5 一時生活再建費の借入限度額は、60万円以内とします。
- 6 生活支援費の貸付金の据置期間は、最終貸付日から12月以内とします。
- 7 住宅入居費及び一時生活再建費の貸付金の据置期間は、貸付けの日から6月以内とします。ただし、生活支援費とあわせて貸付けを受ける場合は、生活支援費の最終貸付日から6月以内とします。
- 8 本資金の償還期限は、据置期間経過後、10年以内とします。
- 9 借入れに当たっては、原則として連帯保証人を立てるものとしますが、連帯保証人を立てられない場合であっても、貸付けを受けることができます。ただし、審査の結果、他の要件を満たさないと判断する場合は、貸付けを受けられません。
- 10 貸付金の利率は、連帯保証人を立てた場合は、無利子とします。連帯保証人を立てられない場合は、据置期間終了後、元金に対して年0パーセントとします。
- 11 貸付金を償還期限までに償還しなかった場合、延滞している元金に対し年3.0パーセントの延滞利子を支払うこととなります。
- 12 資金を借り受けた者は、借入期間中に、就職したときや他の公的な給付又は貸付けが決定したとき、又は世帯の状況等に著しい変更があったときは、速やかに群馬県社会福祉協議会に届け出なければなりません。
- 13 生活支援費及び一時生活再建費の借入申込者は、貸付けの決定を受けた後、群馬県社会福祉協議会に借用書を提出することとします。住宅入居費の借入申込者は、借入申込時に、群馬県社会福祉協議会に借用書を提出することとします。
- 14 借入金を目的外に使用したときは、貸付金の一時償還又は貸付けの停止を行います。
- 15 借入申込みに伴い、群馬県社会福祉協議会が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、貸付けに必要な範囲内で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体及び公共職業安定所等関係機関に照会し、借入申込者の個人情報の提供を受けることがあります。
- 16 借入申込者は、貸付けが決定した場合、貸付金を自立更生のために役立て、社会福祉協議会による継続的な相談支援を受け、早期の自立に努めるものとします。自立に向けた取組みを怠っていて、社会福祉協議会からの助言や指導に従わない場合には、貸付けを停止します。
- 17 本資金の借入申込時に住居がない場合は、自治体で行う住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が見込まれていることが必要です。この場合、生活支援費の貸付金の交付は、新しい住宅への入居が完了し、自治体が発行する「住居確保給付金決定通知書」(写)の提出が行われてからとします。
- 18 住宅入居費は、「入居予定住宅に関する状況通知書」(写)に記載されている各経費について、当該通知書に記載された振込先口座に、貸付けの決定が行われ次第群馬県社会福祉協議会から直接送金されるものとします。
- 19 申請内容に虚偽が判明した場合は、直ちに貸付けの中止を行い、貸付金の繰上一括償還を求める場合があります。

群馬県社会福祉協議会会長 様

生活福祉資金（総合支援資金）の借入申込みを行うに当たり、私は上記留意事項を理解し、同意します。

年 月 日
借入申込者 印

・地区民協：()地区民児協 ・担当民生委員名：() フリガナ：()

・市町村社協の意見： 適 ・ 否 印 【特記事項】